

いじめ防止対策 升潟小学校の基本方針

1 升潟小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法13条」及び「新潟市いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校づくりに向けて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止に向けた基本理念

(1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校及び学校の教職員の責務

(1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、教育委員会その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 保護者の責務

(1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

(3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

・いじめを見逃さないために、トラブルが起きたら、校内いじめ対応ミーティングメモに必ず記録し、構成員で迅速にミーティングを実施する。その際、重要度によって高・中・低に丸印を付ける（校長判断）。重要度が高・中の場合は、関係機関とも連携を図り、継続してミーティングを行う。メモはファイリングし、教頭の机の上に置く。

・ミーティングでは、まず構成員間での情報共有を行う。その後、事実関係の調査を慎重に行い、今後の方針や児童への指導方法、及び保護者への対応等について協議をする。

【構成員】校長 ◎教頭 生活指導主任 当該学級担任 養護教諭等

(2) 不登校・いじめ対策委員会

・いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

・いじめが生じた場合等、必要に応じて会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議する。

【構成員】校長 教頭 教務主任 ◎生活指導主任 当該学級担任
養護教諭 地域代表 PTA 会長

6 いじめ未然防止のための取組

(1) 全職員は、全児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解の基つき信頼関係を築くものとする。

(2) 学校生活アンケートと教育相談の実施により児童の声に耳を傾けながら、児童理解の会を通して共通理解を図る。これらのことにより児童の目線に立った実態把握に努めるとともに、些細なことも見逃すことなく、きめ細やかな対応を行う。

(3) 市の様式に用いたいじめに関わるアンケートを年3回行う。アンケートは即日、管理職を中心として複数の目で確認の上、問題があれば直ちに対応をする。また、原本を卒業まで金庫で保存する。また、関係児童分については、卒業後5年間保存する。

(4) 「良いことも悪いことも保護者に伝えていく」という基本方針に基づき、定期的な「学校だより」等の発行と学級懇談会等により、いじめに対する取組を地域・保護者に伝えていくこととする。

7 いじめの早期発見、及び迅速な対応

(1) いじめに対する積極的に認知を心がけ、早期発見をする。いじめを認知した際は、校内いじめ対応ミーティングによる迅速な情報共有と対応を協議し、即日チームで動く。

(2) いじめが生じた際は、不登校・いじめ対策委員会を開催し、迅速かついいねいな指導を行う。指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行うことを原則とする。

(3) 校内いじめ対応ミーティングは、教頭を主任とする。構成員は、生活指導主任をはじめとし、校長、当該学級担任及び養護教諭等、必要な職員がこれに当たる。

(4) いじめに関する重大事案が生じた際は、教育委員会や児童相談所等関係諸機関に速やかに報告し、連携に基づいてこれにあたる。

8 重大事案への対処

(1) いじめ重大事案の対応に当たっての方針

- ・いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保に取り組む。
- ・いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ・いじめを受けた児童、行った児童のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

(2) 重大事案発生の際の関係機関との連携

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、校内体制を整え、その後の対応等を協議する。

(3) 重大事案発生時の対応の流れ

- ・新潟市いじめ防止基本方針の参考に対応する。
- ・特に自殺につながる可能性がある場合は、教育委員会へ速報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。

平成 25 年 11 月 1 日制定
平成 29 年 3 月 31 日改訂
令和元年 8 月 21 日改定